

洋書輸入協会会報

VOL. 21
NO. 10

(通巻246号) 昭和62年10月

理事会報告

9月11日

(一) 7月・8月分収支計算・予算対比表

9月4日開催された総務委員会における検討にもと
づく松井幸雄氏(丸善)の報告を承認した。

(二) 規約の印刷

総務委員会での検討による表紙の体裁について論議
した。年内に会員に配布するようにすることが申し合
わされた。

(三) 規程

会費、弔慰金・見舞い金、事務局についての規程等
の内容について討論した。

(四) ロゴ

これまでの理事会での論議が不十分であるため、募
集対象、ロゴの定義、賞金等についてさらに企画渉外
委員会で検討することとした。

(五) 藍澤ビルの改築

家主である相武住宅から9月7日口頭による申し出
があり、9月末日までに文書による申し出がある旨事
務局長から報告があった。なお現在のテナントは八
社・または団体である。

(六) 顧問

相良廣明氏の顧問の任期二年が終了したので、さら
に一期延長することとした。

(七) その他

国際コピーライトの諸問題

国際コピーライト(International Copyright)にはそ
の中心的存在として現在76の参加国を持つバーン協定
(Berne Convention)と80の参加国を有する国際コピー
ライト協定(Universal Copyright Convention)がある。

これら国際協定の基本原則は、自国の著作権法によっ
て自国民が受けることのできるのと同様の保護を他の国
の作品に与えるということである。

書籍の海賊版は、1960年代から1980年代にかけて拡が
り続けた。海賊版にも生産コストを下げるためにオフ
セット印刷や製本機械に技術改良が導入されたのであ
る。地下活動である海賊版の拡がりについてのデータを

理事会報告..... 1	洋書輸入協会史 (24)..... 3	総代理店ご案内..... 5
国際コピーライトの諸問題..... 1	書物にかかわる歌(その8)..... 5	広 告..... 6

得ることは非常に困難であるが、International Intellectual Alliance が1985年に推定したところでは、海賊版による米国の生産者の年間の損害額は13億3千万ドルに達し、そのうち書籍に関するものは4億2千7百万ドルにのぼる。英国は書籍、ビデオ、フィルム等の海賊版の主要な生産国であるアジア諸国に著作権法の改正とそのより厳正な適用を求める交渉を行なった。米国政府は貿易上の優遇処置の手段を講じた。すなわち海賊版の主要拠点である台湾、韓国、シンガポールおよびドミニク共和国等に補助金を援助し、それら諸国の著作権法に二つの主要なコピーライト協定を盛りこませ、その実施を強化させた。

このような政府レベルでの努力が実を結び、海賊版は現在根絶というには程遠いにしても、一般的に言えば減少している様に見える。先進諸国の出版社は海賊版を根絶するためにはその経済的要因を長期にわたって解決してゆくことが必要であることを認識している。例えば、開発途上国の学生が実際に購入できるような価格で書籍が提供できなければ、海賊版を根絶することはできないのである。

一方書籍の海賊版が減少してくると、開発途上国における不正なコピーの問題が関心を集め始めた。先進諸国におけるのと同様に開発途上国では、コピーライトが設定されている書籍を許可なく、支払いもせずコピーをとることが極く普通に行われている。また書籍をその全体または章単位でコピーをとって販売するコピーショップなるものも存在する。

Assn. of American Publishers のコピーライトおよびニュー・テクノロジー担当役員 Carol Risher によれば、米国出版社のコピーによる損害は全世界で10億ドル台にのぼるであろうとのことである。コピーによる著作権侵害は、出版社にとっては明かに海賊版よりも対処が困難である。海賊版による著作権侵害はより目に見える形で現われるので、国による規制がより簡単なのである。

先進諸国においては、大規模なコピーによる著作権侵害への様々な対抗手段がとられ、あるものは現在迄成功を収めてきたし、他にも有効な手段があるであろう。例えば、

- 1) 大規模なコピーショップ等に対し訴訟手続きを取る。
- 2) 出版社あるいは出版社協会とコピー機器の大ユーザー（大学及び大会社等）との間で一括ライセンス契約を結ぶ。
- 3) コピー機器に装備される新技術を利用し、コピーライトの設定された文書のコピー記録をとり、その記録に基づき使用量に応じて出版社に対し支払を行う。この方法は将来第3世界においても有効な手段となるであろう。これら三つの手段のうち、第一の手段をとる出版社が最も多数を占めるものと思われる。AAP の Carol Risher はつぎのように述べている。

“もしコピーによる著作権侵害が開発途上国で行われているようにひどく大量に、又大規模になされるなら、我々の法的権利を行使するであろう。”

第二の手段の有効性は先進国においても未だ明らかになってはいない。第三の手段は未だ試みるにいたっていない。従って近い将来にこれらの手段が第3世界において使われる見込みはないであろう。

書籍の不法なコピーに対する出版社の闘いは、第三世界の情報へのアクセスの問題と出版社の法的権利の保護という矛盾した問題を提示する。先進諸国と第三世界の間のほとんどの国際コピーライト紛争におけるのと同様、満足のゆく解決は紛争の法的意味合いだけでなく、経済的社会的及び政治的意味合いを隅々まで調査し、それに基づいて判断をくだすことによってのみなされるのである。(International Copyright Conflicts over Books. Part 1, Part 2 by Paul Gleason, Society for Scholarly Publishing Letter. Vol. 9, No. 2 & No. 3 より抄訳)

— 榎ユサコ提供 —

洋書輸入協会史 (24)

洋書輸入協会顧問 相良 廣明

25 民間貿易開始後の状況と通産省、経済安定本部へ提出した二つの陳情書

極東貿易株式会社に関する事件の記事が意外に長くなり、期間的にも昭和25年から27年にかけての3年間にわたったため、この間の同事件及び民貿開始時期以外的大部分の出来事が未だ記述されていない。従ってこれから、同期間内の極東貿易事件以外の出来事を逐次取り上げていくこととしたい。

25.1 昭和25年5月末の通産省に対する陳情書

昭和25年に民間貿易が始まった状況は、協会史(18)の22章「民間貿易の復活の進展」(昭和62年4月号、Vol.21 No. 4 所載)において概略を述べた。そしてその冒頭の22.1項で、昭和25年1月10日に「民間貿易復活に伴い1月1日より施行された輸入貿易および対外支拂管理令の適用に際し、関係官庁に知っておいて欲しいと思う海外出版物の輸入に関する説明書」を、通産省と経済安定本部に提出したことを述べ、その要点を記載した。

しかしながら、それから実際に行われた民間貿易再開に伴う外貨割当の手続きなどには、海外出版物の輸入の実情に合わない点が多く、昭和25年5月27日、通産省へ同業会の理事一同が呼ばれて書籍輸入について懇談したのを機会に、その特異性をまとめて文書とし、5月31日に同省へ提出した。その内容は下記の通り。

記

海外出版物の輸入に於ける二、三の特異性に就て

一、註文図書で調達不能のものが少なくないこと

外国図書を本国発行所に註文した場合、(一)絶版、(二)品切れ、(三)製本中、(四)次版印刷中、等々の理由で調達不能のものがあるが、これは註文図書中古いものが多ければ自然この傾向が多く、また新刊書でも売行の良いものは註文到着前に売切れとなることが屢々ある。

この調達不能のものを確実に予知する為には、正式発註前あらかじめプロフォルマ・インボイスを要求するか、

或いは特に在庫の照会をしなければならない。然し実際問題として多数の出版社に対し、また多種多数の図書に対し一タプロフォルマ・インボイスや事前照会を発することは、非常な手数を要した多額の郵料を要するので実行は困難である。またよしんば一応予知出来ても正式註文になるまでにまた品切れを生ずるおそれもある。故に外国図書註文に際しては品切れその他の事由による入手不能のものがあることは、まことに止むを得ないのである。殊に現在の如く目録その他の参考資料が不十分である場合、より一層この傾向が多い。

右事情御賢察の上政令第414号第13条9項については特に寛大なる御取計らいを願います。

二、ブックポストによる図書並びに定期刊行物の輸入

外国図書の輸入を計るときその註文量が船積荷物としての適量に達しない場合、或いは発行所の所在地が船便に適さない場合、または早急に取り寄せたい場合はブックポストで輸入することになる。

また定期刊行物の予約註文の場合は発行所から直接個々の購読者に郵送され、この両者の場合共に税関を経由せずに郵便局から註文主へ、又は個々の購読者へ配達され通関の手続きは行われない。

故にかかる方法によって輸入されるものについては、輸入者よりの責任ある輸入報告により御確認下さる様特別の御配慮を賜わり度願ひ上げます。

昭和25年5月31日

海外出版物輸入同業会

通商産業省通商局御中

(注)難解な漢字は当用漢字に置き換えるかひらがなとした。仮名遣いは現代のものに訂正、句読点は適宜追加した。

この陳情文を見ると、民間貿易開始に当って、輸入貿易管理令を始めとする諸規定や手続きに種々と苦勞させられていたことが良く分る。

25.2 民間貿易開始後の状況(1)、英国雑誌について

民間貿易の再開は、昭和25年3月16日締切りで先ず米
国書籍及び定期刊行物の外貨割当の申請を受け付けるこ
とから始まり、次いで英国書籍が定期刊行物を除く形で、
4月8日に通産省の受付が締切られたことは協会史(18)で
述べた。英国の場合定期刊行物に対する外貨割当が遅く
なったのは、前年から英国の雑誌は英国連絡庁経由で入
荷していたためであるが、これも調整が出来て6月5日
付の海輸81号で下記のように会員に通知している。

記

英国雑誌輸入に就いて

かねて英国連絡庁の御好意と御あつ旋により輸入され
ておりました英国雑誌は、同庁の過日の発表の通り6月
一杯で民貿に切り換えられる事になりましたことは御承
知のことと存じます。

就いては去る6月1日英国連絡庁に英雑誌取扱業者を
招集され、レッドマン氏から次の如き発表がありました。
一、既に英国書籍について4～6期の為替資金は割当済
であるので、英誌に対し特別の為替資金を通産省から
出してもらうことにした。

二、英本国との交渉の結果、週刊ものは6月最終号まで
あるが、月刊及びその他は8月号まで英国連絡庁経由
で送り出され、9月以後は民貿により直接送り出しと
なる。

以上承知の上通産省との連絡その他を善処されまし。

(以上)

この発表により、懸念されていた英国連絡庁経由の雑
誌の民貿への切り換えが円滑に行われることとなった
(洋書輸入協会史(17)、昭和62年2月号、Vol.21 No. 2所
載、21.4項参照)。そしてこの外貨割当申請は6月22日に
通産省の受付が締切られ、7月21日に割当証が渡されて
いる。

25.3 民間貿易開始後の状況(2)、西独

昭和25年6月13日付の海輸第83号により、待望の西ド
イツ書籍・雑誌の輸入公表が下記のように会員へ通知さ
れた。

記

独乙書籍定期刊行物輸入発表の件

本日通産省より左の通り輸入発表がありましたから御

通知申上ます。

商品番号 9650

品 目 書籍及び定期刊行物

仕入地域 西独

輸入限度 5,000\$

担保比率 5%

外貨割当証明書 要

銀行受付開始 6月26日

銀行受付締切 7月31日

通産省受付締切日 6月22日

尚公報5月8日付218号所載の輸入発表第46号(昭和25
年5月6日)を適用、特に著者名、書名(英訳を添える)、
部数合計及び金額合計を必ず記入するよう注意がありま
したから左様御了承下さい。(以上)

25.4 民間貿易開始後の状況(3)、その他の地域

昭和25年7月21日付海輸91号で、その他の地域に対す
る外貨割当の公表が会員に通知された。

記

第19次輸入公表

昭和25年7月21日から適用

商品番号 9650 (Books & Periodicals)

9203 (Record for English Text)

品 目 書籍、定期刊行物又は英語テキスト用レ
コード

仕入地域 I、スターリング地域、フランス連合、オ
ランダ、スエーデン、米国、デンマーク

II、非協定国

輸入限度 5,000\$

担保比率 5%

銀行受付開始 8月1日、締切 9月30日

申請書提出期限 7月25日

次に今回から添附リストは従来通り左記記入の外に、
註文者を官庁、学校、会社、個人に分けて略号にて記入、
大口註文、教科書の場合は出来るだけ註文者名も記入の
上リストだけ2通余分に添附(全5通)。申請書提出の時
トレード・ディスカウントを享受し得る証明と共に、こ
れら註文者を証拠立てる註文書等を持参提示下さるよう
に通産省から特に御依頼がありました(これは註文の実
態を調査する為で、余分リストは文部省及び工業技術庁

へ各一通回附する由)。……中略……

左記： 1. 書名(英語以外は英語の訳文添附) 2. 出版社名及び取扱店名 3. 著者名 4. 単価(リストプライス及びディスカウントプライス) 5. 数量 6. 総額(リストプライス、ディスカウントプライス及び諸費用)

備考： 非協定国とはスターリング地域、オープン・アカウント諸国(アルゼンチン・ブラジル・フィンランド・佛領印度支那・フランス連合・香港・インドネシア・韓国・オランダ・フィリピン・タイ・スエーデン及び西ドイツ)およびその他の協定国(ベルギーおよびその属領・チリー・コロンビア・メキシコ・ペルー・琉球・ウルグワイおよびベネズエラ)以外の地域をいう。(以上)

以上長々と引用したのは、申請手続きがいかに煩雑なものであったのかを示したためと、当時の国名や国交関係が分って面白いことのためである。手続きの煩雑さは、例えば英語以外には英訳をつけること、リストを5通提出すること、注文者名を記入することなどである。リストを5通提出するためには控を入れて6通作られねばならず、ゼロックスなど便利なものがない当時は、タイプ用紙の間にカーボン紙をはさんでタイプしなければならなかった。カーボン紙をはさんで6枚のコピーを取るためにはタイプを相当強く叩かねばならず、これをむらなく叩くためには熟練者を必要とし、更にタイプのあとで訳文やら注文者やらを手書きで書き込む作業が待っていた。

そして輸入公表が7月21日、提出期限が7月25日(この時は特例で7月31日まで延ばされているが)と日数が少なく、申請書作製のためには戦場のような騒ぎであった。これらのことや、割当額の絶対的な不足から次に述べる陳情書の提出へと事が運ばれていく。

25.5 同業会懇親旅行

この年に次のような懇親旅行が開催されている。これが恐らく同業会としての初めての記念すべき旅行であろう。昭和25年7月27日付の海輪臨によれば、日時は8月6日、一泊、場所は箱根強羅の環翠楼、会費は運賃を除いて3,000円、参加予定人員19社(実際には16社参加)であった。残念ながら写真は残されていない。(続く)

書物にかかわる歌〈その8〉

論語よみし勢ひ駆りて孫子読む隣りに並べる

文庫本の故

吉野 秀雄

作者が生前編集し、その死後刊行された「含紅集」に収められている。秀雄は青年時代から病弱で、特に最晩年のこの歌集の頃はまったく歩行の叶わぬ病臥生活を送っていた。この点は正岡子規の「病牀六尺」の境涯と相似している。

この歌集のあとがきを「昭和41年9月8日 吉野秀雄謹記」といったん結んだ後、追記して「9月8日以後の歌も最期に添えてゆくつもりだが、命終までのものまで入るかどうか、もとより予知しかねる。(10月9日早晚)」と他人ごとのように淡々と記しているのが、至りついた心境を偲ばせる。

上掲の歌と前後して〈元旦のベットより伸ばす手に触れし文庫本読みて三月に入る〉があり、共に「未定稿・最期の歌」の項に収められており、42年7月没の直前の作であることがわかる。〈文庫本支ふる軽さありがたし〜〉と、衰えきった体力の極限まで作歌と読書に親しんだ日々が、不思議と暗さを感じさせない。〈福音書の意味の疑ひいひしとき信徒なる妻は善き答へしつ〉

A.A.

総代理店ご案内

ユサコ(株)

☎(03)502-6471

THE AMERICAN PHYSIOLOGICAL SOCIETY (U.S.A.)

.....All periodicals
FEDERATION OF AMERICAN SOCIETIES FOR
EXPERIMENTAL BIOLOGY (U.S.A.)

The FASEB Journals (formerly Federation
Proceedings)

Federation Proceedingsは1987 July issueよりタイトルチェンジしてThe FASEB Journal July issueがVolume 1 Number 1として発行されます。

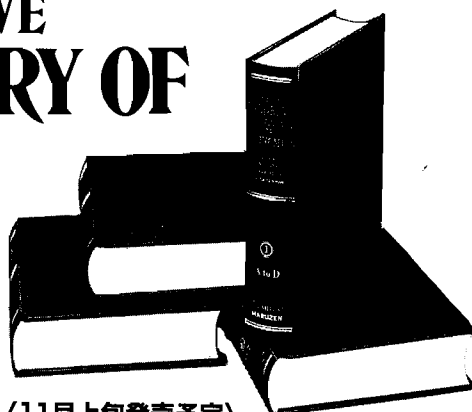
丸善創業120周年記念／英国マクミラン社・丸善共同企画出版
世界の最新経済学の学説・理論・諸問題をオリジナルで集大成!!

ザ・ニュー・パルグレイヴ経済学大辞典

THE NEW PALGRAVE A DICTIONARY OF ECONOMICS

Edited by
Murray Milgate, Harvard University
John Eatwell, Trinity College, Cambridge
Peter Newman, Johns Hopkins University

3,500 p. 700 Biographies, 2,000 Entries,
4 Million Words, 900 Contributors,
5,000 Cross-references



〔11月上旬発売予定〕
(ご注文番号 MBN:8641262)
背革装 定価 ¥165,000

■著名な執筆陣…… *印はノーベル経済学賞受賞者

K.J.Arrow*	G.Debreu*	J.Heckman	L.W.Mckenzie	J.R.N.Stone*	S.Ross
R.Aumann	R.Easterlin	A.Hirshman	E.Mandel	P.Sweezy	P.Samuelson*
G.S.Becker	M.Friedman*	L.Kantorovich*	T.Negishi	J.Tinbergen*	H.Scarf
F.Blau	F.H.Hahn	D.Laidler	G.J.Stigler*	J.Tobin*	A.K. Sen
J.Buchanan*	J.C.Harsanyi	W.Leontief*	J.Stiglitz	J.Niehans	H.A.Simon*

本書の概要

英国・日本共同企画。15年の歳月をかけて完成。

企画参加者一世界の著名経済学者100名。

12名のノーベル賞受賞経済学者を含む権威ある執筆陣。

二階堂副包、宇沢弘文、置塩信雄氏等の日本人研究者が執筆者として参加。

歴史、哲学、数学、統計学など、関連領域を含め900名におよぶ執筆陣。

2,000項目の新規書き下ろし論文。

700名の経済学者の経歴と業績(文献解題)を収録。

長期の使用に耐え得る背革装製本。

詳細資料(No.6-7-121)がごさいます。弊社書籍雑誌事業部営業企画室までご請求ください。

(Macmillan, GBR)

日本総代理店
丸善

本社・日本橋店：〔〒103〕東京都中央区日本橋 2-3-10 ☎(03)272-7211 振替東京7-5番

支店・営業所一東京(お茶の水・丸の内・内幸町・浜松町・アークヒルズ・錦糸町・北千住・土浦・ららぽーと船橋)・
八王子・所沢・大宮・新潟・松本／札幌・旭川・仙台・弘前・盛岡・郡山・筑波・水戸・横浜・名古屋・静岡・岐阜・
三重・金沢・富山・福井・京都・滋賀・大阪・神戸・姫路・岡山・松山・広島・山口・福岡・長崎・鹿児島・沖縄
／ニューヨーク・ロンドン・シンガポール

昭和62年10月

通巻第246号

洋書輸入協会

編集者 柴田 三夫

☎ 103 東京都中央区日本橋 1丁目20番3号 藍沢ビル612号室

☎271-6901 FAX 271-6920

☎ 530 関西支部 大阪市北区芝田 1-10-2 第一山中ビル

☎371-5329